

学校における安全点検要領（令和6年3月）  
（P23 抜粋）

■防災

対 象	項 目
避難関連事項	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 避難経路における障害物の有無</li> <li>・ 防火用水、消火器、消火栓、防火シャッター、防火用扉などの作動性</li> <li>・ 防災施設や設備等の周辺の障害物の有無</li> <li>・ 自動火災報知設備や緊急放送設備などの作動性</li> <li>・ 通電火災等を防止するため避難時に操作するプレーカーの位置の確認</li> <li>・ 避難器具の点検</li> <li>・ 非常口の明示</li> <li>・ 発火しやすい薬品や灯油の安全な保管</li> <li>・ 災害の状況、避難方法、避難経路等に関する関係機関との連絡体制、連絡機能</li> <li>・ 停電時の備え（ラジオ、メガホン等） など</li> </ul> <p>※防火用水での水の事故、防火用扉・防火シャッターの誤動作などの危険性に留意する。</p> <p>※教職員が設備や器具を操作できるようにする。必要時には、点検等に校外の専門家・団体に、協力を求める。</p>
転倒、落下等の防止	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 戸棚、テレビ、パソコン、ピアノ、工作機械、実験器具、時計、掲示物、置物 など</li> <li>・ 廊下：棚、掲示物、額 など</li> </ul> <p>※施設や器具等の転倒・落下防止のための固定状況に留意する。</p>